

○住宅用家屋証明申請の段階で住民票を移していない場合の申立時の必要書類

現在家屋の処分方法	必要な書類（例）
売却する場合	売買契約（予約）書、媒介契約書等売却を証明する書類
賃貸する場合	賃貸借契約書・媒介契約書等賃貸借を証明する書類
借家・社宅・間借等 自己所有でないとき	賃貸借契約書・使用許可証・家主の証明書・社宅証明書
申請者の親族が住む場合	当該親族からの申立書等、申請者が居住用として使用しないことを証する書類
取壊す場合	工事請負契約書等、取り壊すことを証する書類
処分方法等が未定の場合は、 入居が登記の後になる理由に 関する書類が必要になります。	<p>（例）資金を借りるため抵当権設定を急ぐような場合 金銭消費貸借契約書又は代金の支払期日の記載がある売買契約書等の写し</p> <p>（例）前住人が未転出で止むを得ない場合 前住人と申請者間の代金の支払期日の記載がある 売買契約書等の写し</p> <p>（例）本人又は家族が病気で止むを得ない場合 医師の診断書（治療期間の記載のあるもの）の写し</p>